

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	令和2年度第2回 木津川市行財政改革推進委員会 (令和2年度第1回外部評価)		
日 時	令和2年10月6日(火) 午後2時～午後4時20分	場 所	木津川市役所本庁舎5階 全員協議会室(公開)
出 席 者	委 員 (出席: ■) (欠席: □)	■澤井委員(会長) ■新川委員(副会長) ■福本委員 ■川西委員 ■山岡委員 ■山口委員 ■津田委員 ■中川委員 ■小谷委員	
	その他出席者	No. 66「外郭団体の見直し(緑と文化・スポーツ振興事業団)」(社会教育課) (説明員) 竹本教育部長、坂元課長、吉本係長、塩見主事 No. 83「保育所等利用者負担額の見直し」(こども宝課) (説明員) 竹本教育部長、吉岡教育部次長、五十嵐担当課長、吉岡係長 (傍聴者) 0名	
	庶 務	(事務局: 総務部財政課行財政改革推進室) 辻総務部長、城田室長、宮本主任	
議 題	1. 開 会 2. 議 事 (1) 令和2年度第1回外部評価 ① No. 66「外郭団体の見直し(緑と文化・スポーツ振興事業団)」(社会教育課) ② No. 83「保育所等利用者負担額の見直し」(こども宝課) 3. その他 (1) 木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画(第1期)の進捗状況(令和元年度末)について (2) 第3次木津川市行財政改革行動計画の今後の取組みについて (3) 第3回委員会の日程について 4. 閉 会		
会議結果要旨	・次の項目について、令和2年度第1回外部評価を行った。 ○No. 66「外郭団体の見直し(緑と文化・スポーツ振興事業団)」 ○No. 83「保育所等利用者負担額の見直し」		

<p>◎：議事・進行 ○：質問・意見 ⇒：説明・回答</p> <p>会議経過要旨</p>	<p>1. 開会</p> <p>◎福本委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。</p> <p>2. 議 事</p> <p>(1) 令和2年度第1回外部評価</p> <p>①No.66「外郭団体の見直し（緑と文化・スポーツ振興事業団）」 (社会教育課)</p> <p>◎事務局から、外部評価の概要説明を受けた後、No.66について外部評価ヒアリングを行った。</p> <p>資料</p> <p>令和2年度外部評価 論点整理【No.66 外郭団体の見直し（緑と文化・スポーツ振興事業団）】 外部評価資料⑦「第3次行財政改革行動計画」令和2年度外部評価調査票（第1回委員会配布資料）</p> <p>概要説明</p> <p>説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた。</p> <p>質疑応答など</p> <p>○事業団の財務状況の推移を確認すると、平成28年から平成30年まで三期連続で赤字となっている。赤字幅は若干改善してきてはいるものの、人件費は平成30年度で23,173千円であったものが、将来見込みである令和5年度では23,542千円と微増しており、赤字解消に向け、固定費（人件費）の削減が必要と考える。それほど余力のある財務状況ではなく、このまま赤字が改善されなければ、債務超過になりかねないが、経営状況をどう考えているのか。</p> <p>⇒経営状況について一概に判断することは難しいと考えますが、基本財産の取り崩しによる経営状況の悪化については、当事業団が公共施設の運営・管理のために設立された法人であり、平成28年度以前は指定管理料の収益が経常収益構成比で60%近くを占めていたものが、平成28年度以降は中央交流会館と西部交流会館の2館のみの受託となったことで、経常収益構成比が40%を割ることになり、現在も50%に達していない状況となっています。収益不足については、木津・加茂・山城地域の各施設の指定管理料として、事業団において全施設の一括管理を念頭に置いた組織体制として人件費約9,000千円を想定されていましたが、木津地域の2館以外が指定管理から外れたことにより、指定管理料が4分の1程度となったことが最も大きな要因と考えています。いずれにしても、公益性の非常に高い団体であることから、民間企業のように収益をあげる努力ができれば問題がないと思われませんが、今後の状況を注視していきたいと考えています。</p>
--	--

- 定款第4条第1号に「都市緑化基金の造成、管理及び運用」とあるが、木津川市において、現在、都市緑化基金は存在していない。定款に記載があるのはどういう意図か確認したい。本来、基金は地方自治法上、条例に定めるところによると規定されているのでは。合併の際、山城町当時の定款をそのまま引き継いでいるのであれば、調査のうえ条例化するなど必要な手続きを行う必要があるのでは。
- ⇒定款については、財団法人山城町公園緑化協会として設立された際の定款内容に類していますが、事業団において必要な定款変更が行われているものと考えます。現在の事業団の活動内容は、緑化推進及びその普及啓発、文化・スポーツの地域振興事業となっており、目的、趣旨については、設立当初と変更はありませんが、ご指摘の都市緑化基金については、経緯が把握できていないため、調査のうえ必要な調整を行いたと考えます。
- 外部評価資料⑦に添付された決算書を見ると、貸借対照表の正味財産の部、指定正味財産合計 3,000 万円から 400 万円を流用している。基本的に指定正味財産は基金等積立金であり、特定の目的以外には使用できないと思われるが、基本財産からの振替理由は何か。
- ⇒基本財産の運用については、内閣府が発出している通知等では、公益法人の公益目的事業を行うために必要な収益事業、その他の業務または活動の共有財産として、定款等の内部規定に従い、理事会・評議委員会の機関決定があれば、特段資産を取り崩すことは問題ないとされており、それに沿って基本財産からの振替として 400 万円の流用が行われたものです。
- 外郭団体の見直し、あるべき姿と言われるが、木津川市として目指すべき「緑と文化・スポーツ振興事業団」のあるべき姿、市との関係性とはどういったものか。
- ⇒3,000 万円を出資し、当時の山城町の施設を管理するための第三セクターとして設立された法人であり、合併後も指定管理者として施設の管理運営を行っておられます。事業団の存続という意味合いにおいても、指定管理主体のあり方となっており、指定管理を受託できなければ、これからの公益財団法人としての活動自体も左右しかねないことから、今後の事業団の存続、市の関与のあり方については、経営状況も注視しながら検討していきたいと考えています。
- ⇒市として事業団に求めるものとしては、地域交流・地域振興に目指した文化・スポーツ活動を中心に、幅広い世代で取り組める市民参加型事業や交流教室に取り組みされるなど趣旨は定款のとおりであり、我々が望んでいる事業団としての事業のあり方と考えています。
- 本委員会では、事業を継続させるのか、それとも改善をしていくのか、さらには事業を廃止するのかなどということが求められており、こうした議論があって然るべきだと考えている。全体をみて、この事業が本当に必要不可欠なものかという視点に立つのであれば、全市民に対する利用者

数が極端に少ない。文化振興事業の実施状況として 1,319 人の利用があったと明示されているが、全市民からみると僅か 1.7%の利用率であり、98%以上の方が全く利用されていない現状にある。他の内容をみても同様であり、この事業全体を捉えるならば、市の財源を支出して維持する必要があるのかどうかという視点も踏まえて議論すべきと思う。利用数が極端に少ない現状についてどのように考えているのか。提供されたデータからは近隣の利用者がほとんどであり、一部の利用者のみがサービス・便利性を享受しており、多く市民が恩恵を受けていないことが大きな課題としてあると考えるがどうか。

⇒事業団が運営している施設の利用者は、ご指摘のとおり少ないということになります。もともとのスタートは山城町の文化・スポーツ施設を管理するために設立された団体であり、当時はそれで良かったのかもしれませんが、合併後、平成28年度から文化会館等を含めて指定管理者を公益団体だけではなく、民間が持つ様々な経験や広い視野を持った経営ノウハウの活用を図るため民間企業にも参入いただいたことで、文化ホール等の指定が民間へと移行し、事業団が2施設のみの管理運営となったことが大きな要因と考えています。一方では、市民の文化振興に寄与されている活動実績もあるなかで、市全体の利用者割合と事業団がもたらす文化振興への寄与の部分の踏まえて、今後更なる協議・検討を進めていかなければならないと思っています。

○市内にはアスピアやましろ、東部交流会館、公民館など事業に対して類似施設が多く、内容的にもオーバーラップしており、精査や区分けができていない。また、事業団が開催している「たのシネマ」について、性的な描写が含まれるなど教育的に本当に好ましいものが上映されているのかなど、こうしたことを含め市は把握したうえで精査しているのか。

⇒事業団としても事業経営を考えた上で様々な事業を実施されているものと考えています。事業内容については、事業報告書等で担当課が把握していますが、「たのシネマ」で上映された個々の内容までは精査、改善の指示等はできていません。

○オーバーラップしている施設や講座が多々あるが、区分け等は実施しているのか。

⇒木津川市では、3町が合併した経過があり、それぞれの町が持っていた施設をそのまま存続させて運営している部分もあり、文化施設のみならず、重複している施設が多数存在します。これに対し、市として公共施設等総合管理計画を策定し、今後、どのように施設の維持・管理、長寿命化、統廃合などしていくのか、30年間の計画として進めています。施設数が多ければ、それだけ管理費が必要となります。施設の維持・管理を含め、市全体の大きな課題であると認識しています。

○平成30年度から平成31年度を比べると、改善しているものの200万円ほどの赤字となっている。改善がされて200万円の赤字ということであれば、今後も同じような傾向が続くのではないかと懸念している。こ

のままでは、今後も基本財産の取り崩しが発生し、事業団自体の存続の可能性が厳しくなると考えている。事業団の事業基盤は指定管理が大半を占めており、現在は指定管理を受託しているため維持はできていると思うが、次の指定管理者の選定の際に当事業団が受託できるかは不明である。改善努力によって施設数が増加する可能性もあるが、指定管理から外れたら存続できない恐れもあると考えたときに、現状のまま維持をすることは難しく、公園都市緑化協会との統廃合も検討すべきである。2つの団体の統合について、市の回答は目的・事業内容が異なるため整理統合する予定はないとのことだが、定款をみると「緑化推進」「市民の快適な生活環境づくり」といった基本目的は同じであり、統合することで財務基盤を強固にし、事業のスリム化を図ることもできるのでは。よって単独での事業継続は見直しの余地があるのではないかと。

⇒ご指摘のとおり、事業団の経営状況は好ましくないことは担当課としても理解していますが、両団体が公益認定を取得し、事業目的・概要が独立していることから、現時点では担当課としても、また事業団においても協議・検討の段階ではないと考えています。

○外郭団体の見直しはこれからの方向性を決定するのが一番大きな目的であり、平成28年度に民間が参入し、指定管理料が減少した際に、今後の方向性を見直す機会があったのではないかと。定款の内容、事業内容などを深く掘り下げて精査すべきであり、担当課の見解では現状維持ということしか見えてこない。3町が合併した際の合併協議会の資料を拝見したところ、同一目的で設立した団体は市政スタートとともに統合するとの記載があったが、当事業団と公園都市緑化協会は、なぜ統合しなかったのか。

⇒外部評価にあたり、過去の経緯等を含め事業団の担当者にヒアリングを行いました。統合しなかった理由は確認できていません。

○この数年、財務状況が悪化しており、事業団自身は今後の経営のあり方や見直しについてどのように考えているのか。将来にわたって存続していくためには事業団の方針が大事と考えるが、その点はどうか。

また、担当課としては事業団の今後のあり方として、市施設の指定管理の受託を考えていくのか、それとも民間も含め多様な担い手がある中で、将来的には施設管理のためだけの公益財団は必要ないといった方向に持っていくのか。担当課としての見解を伺いたい。

⇒事業団としては、指定管理が受託できる段階においては存続を考えておられます。先ほどご指摘のあった人件費等の内部経費削減についても、担当課としては、もっと努力が必要との助言もしています。また、指定管理だけに頼るのではなく、それ以外の事業展開の必要性についてもお話しするなかで、事業団としてももう少し頑張っていきたいとの意向を示されています。

⇒事業団は、指定管理以外にも施設の貸館業務に合わせ、講座・シネマ等を開催するなど、施設の管理を行いつつ、文化・スポーツの振興を目的

に事業を実施してきた経過もあります。市の見解として、現段階では、施設の指定管理だけをする団体は必要ないとの結論にまでは至っていませんが、もともと山城町が出資している団体でもあり、市としても、事業団としても良い方向性を導き出していなければならないと考えています。

○事業報告書に記載された施設の利用率は、一日に一コマでも利用があれば、利用があったとカウントされているが、本来は利用可能なコマ数に対しての利用状況に応じた稼働率を算出すべきで、これに基づき様々な検討を行うのが良い。

○中央交流会館で実施した「こども体育」講座の令和元年度受講者延数は1,254人であるが、1回あたりの換算では38人である。これはすべての項目について言えることであるが、1,254人に利用されて良かったではなく、38人にしか利用されなかった、こうした視点から精査していく必要がある。

⇒ご指摘の内容を踏まえ精査していきます。

◎外部評価シートに評価を記入した。なお、後日の提出にあっては2週間を目途として事務局へ提出することとした。

②No. 83「保育所等利用者負担額の見直し」（こども宝課）

◎No. 83について外部評価のヒアリングを行った。

[資料]

令和2年度外部評価 論点整理【No.83 保育所等利用者負担額の見直し】
外部評価資料⑭「第3次行財政改革行動計画」令和2年度外部評価調査票（第1回委員会配布資料）

[概要説明]

説明員から、資料に基づき、取組内容、実績等について説明を受けた。

質疑応答など

○国基準とは、国が定めた保育料の標準的な金額のことか、それともコストを意味しているのか。

⇒国が保育料に係る月額基準額を定めており、この範囲内で各市町村が利用者負担額を定める制度設計となっています。

○つまりコストではなく、負担額ということか。

⇒利用者側の負担額です。

○保育に係る国・府・市の負担割合は、幼児教育・保育の無償化に移行しても変わりはないのか。

⇒事業費に係る基本フレームは国負担2分の1、都道府県負担4分の1、

市町村負担4分の1となっていますが、平成17～18年頃に当時の小泉政権による三位一体改革のなかで民間主導とする国の施策がとられるなど、保育制度が大きく転換したことで、公立保育所の運営措置費に対する国庫負担が廃止され、一般財源、いわゆる地方交付税により措置することとされました。加えて公立保育施設の大規模改修経費についても同様となりました。よって、市町村が運営する公立保育所に対しては、地方交付税措置を除き、国と都道府県の負担はありません。なお、民間保育所に対する負担割合に変更はありません。

○負担額の階層区分は、自治体ごとに細かく設定していると思うが、その設定基準は何か。

⇒子ども子育て支援法の中で、国が定める基準内で市町村の裁量によることと規定されており、それぞれの階層区分、単価の設定については地域特性、子どもの状況、保護者の世帯構成等に応じて設定することとなっています。

○この外部評価では、保育料見直しにあたり、国の基準に合わせるのかを議論することが目的と考えている。委員の立場としては国の基準に基づき、負担額を上げるべきと考えるが、個人的には市民感覚として、2号認定が無償化となっている現在、3号認定だけが無償化となっておらず、国が推奨する少子対策や多様な働き方、男女共同参画による女性の就労促進等を考慮すれば、負担額の増額に関しては市民の満足度を得られるか疑問である。市としてはどのように考えているのか。

⇒その点については、従来からあり方検討の中でも論点とされてきたところです。本市では階層毎の構成分布として、9階層の世帯が多くなっています。この階層の世帯収入としては約600万円台から760万円程度であり、国基準に合わせると月額1万円以上の負担増となるため、本来、本市が目指すべき『子育て支援No.1のまちづくり』の中で、利用者負担を急激に増やすことが本当に良いのかなどの検証を続けています。

令和元年10月1日からの2号認定、3号認定の一部無償化を受け、3号認定の3階層から13階層の世帯の負担額について、国基準に合わせていくのか。国基準として約1億円の保育料収入増のシミュレーションに基づく財政効果だけを見た中で、全体の子育て支援施策とのバランスがとれるのかということについて、国が進める待機児童対策の施策等の動向も含め、担当課として検証を継続する必要があると考えています。

○公立保育所民営化等実施計画を策定しているが、公立保育園・幼稚園の数は。

⇒公立保育園は実施計画策定以前に12園ありましたが、現在は7園（木津保育園分園を木津保育園とみなす場合）となっています。また、公立幼稚園は3園です。

○資料に基づく、民営化により市の財政負担軽減が図れるため、利用料の見直しと並行して推進しているとのことだが、他自治体においては公立保育園の民営化に対し、保護者からの反対があり、裁判にまで発展し

た事例もある。木津川市での状況はどうか。

⇒平成29年6月に公立保育所民営化等実施計画を策定し、これまで3園の民営化、1園の統廃合により保育所機能を終了しています。計画の中で民営化に向けどのようなプロセスで進めていくのかについて示しています。一番大切なことは保護者理解と考えており、民営化の実施年度の2年前から保護者への説明会を実施するなど保護者理解を深め、民営化1年前には保護者、移管先事業者、行政の3者協議会を設立し協議等を実施しています。併せて民間の保育士と公立の保育士による合同保育を行うことで、子どもに与える環境の変化の緩和を図るなど、保護者理解を深めることで、本市においては保護者からの民営化に対する大きな反対や訴訟等の事例はありません。全国の訴訟を見ると、平成18年から平成21年にかけて保護者利益に関し多くの訴訟がありましたが、民営化により保護者利益が逸しられたという判決には至っていません。

○現在、国基準の7割の水準となっているとのことであるが、目標は達成されたと理解して良いのか。それとも、国基準とすることを目的としているのか。また、木津川市使用料・手数料等に関する基本方針では、かかったコストに対して施設の内容ごとに受益者の負担割合を見直すこととなっているが、保育料も対象となるのか。

⇒保育料の徴収割合ですが、資料②3ページにあるとおり、2号認定（3歳以上）の徴収率が半分以下であることが問題であったと考えています。対して、3号認定（3歳未満）の徴収率は今まで7割以上の徴収率を保っており、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化において2号認定における保育料が無償化となったことを鑑み、最終的には地方負担の軽減を図るため国基準を目指すべきところですが、本市が掲げる子育て支援の政策と保育料のあり方の中では、現行の7割水準を保ちたいと担当課としては考えています。

また、基本方針との関係については、法令等の規定により基準等が定められているものとして、保育料は対象外とし、別途検討することで行財政改革推進室と調整しています。

⇒平成28年度の国の調査では、国基準どおりの保育料を設定している自治体は695団体中、10市町村のみであり、全国的にも国基準の6割から7割の軽減措置をとっている自治体が多いという結果が出ています。また、近隣の市町村でも7割から8割の軽減措置をとっており、木津川市においても7割とした経過があります。

○問題を考える上で、長期的な視点も必要になってくる。子ども・子育て支援事業計画では、子育て支援No.1のまちづくりを宣言していることから、保育料の見直しより公立保育所等民営化の推進や、民間保育園の新設が優先されるべきと考えるが、担当課の見解は。

⇒保育料の見直しや民営化等を検討してきた中で、子育て支援No.1を目標に、公立保育所の民営化に重きを置いて進めていくことを政策決定し、子育て施策を推進してきた経過があります。実施計画では、令和6年度

までに8園ある公立保育所（木津保育園分園を含む）を4園にする計画となっています。計画との整合を図りつつ幼稚園のあり方も含め、幼保を一体的に考え、就学前の子どもの受け皿を検討したいと考えています。

○幼保一元化について、保育園・幼稚園の入園割合や、どういう選択肢があるかなど、方向性についてどう考えていくのか。

⇒一元化よりも、幼保の施設を再編していきたいという方向性を持っています。就学前のお子様を預かる制度的な施設としては、幼稚園・保育所・認定こども園がありますが、認定こども園は教育子どもと保育子どもを併せ持った一体的な施設となっています。公立幼稚園は、時間が短いため、保護者のトレンドとして保育を希望される方が多い現状があり、公立幼稚園の預かり保育などのサービス拡充に努めながら、保育認定を受けなくても教育で子どもを預かることができるよう、認定こども園への移行も見据えながら、民間の認定こども園とも連携するなかで就学前の子どもの預かる施設の充実・推進をしていきたいと考えています。

○公立から民営への移行のポイントは、人件費の削減効果や、保育士の官製プア対策だと思うが、これについてどう考えているのか。

⇒民営化による財政的なメリットとして一番大きいことは、民間施設の運営経費に対して国と都道府県から負担金が見込めるところであり、本年4月に公立木津川台保育園を民営化したことにより、約1億円弱を見込んでいます。また、民営化した保育所の正職員は、他の現場に異動することになりますが、民間に異動した方もおられ、人件費の削減や財政効果が出ています。

○幼保を含めて改革していることは理解できるが、従来の公立保育所の保育士の働きがい・やりがいや、今後のキャリア等は把握しているのか。また、何かしらの対策を考えているのか。

⇒民営化にあたり、公立の保育士を対象とした全体説明会を実施しています。保育士から多くの意見をいただきましたが、複数回説明をすることで一定の理解をいただいています。公立保育所における正職員率は全体の保育士の割合で3割程度となっており、今後、新規採用者も含めて一定数を確保・維持しながら、研修による資質や技能の向上を図っていきたいと考えています。

○民営化した園の保育士の処遇は。

⇒嘱託・アルバイト職員のほとんどが民間の移管先法人で雇用いただいております。正職員のうち2名が移管先法人へ転職しています。残りの正職員については、他の公立保育園に異動しています。

3. その他

(1) 木津川市公共施設等総合管理計画施設類型別個別施設計画（第1

	<p style="text-align: center;">期)の進捗状況(令和元年度末)について</p> <p>◎事務局から木津川市公共施設等総合管理計画 施設類型別個別施設計画(第1期)の進捗状況について、令和2年4月1日現在、前年度から0.4ポイント増となる削減率5%(累計)、削減延床面積としては12,002.5㎡(累計)となった旨の報告があった。</p> <p>(2)第3次木津川市行財政改革行動計画の今後の取組みについて</p> <p>◎令和元年度末時点で合併算定替特例措置終了対策目標3.5億円を上回る結果となり、目標を上方修正する必要性も委員意見としてあったことを受け、目標設定の経過を振り返りながら、現状において貯金(基金)を取り崩さないと予算を編成できない状況にあること、加えて新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済への影響から、収支の悪化によって更に厳しい財政運営が見込まれるが、市としては具体的に行動計画を変更することは予定していないものの、第3次行財政改革行動計画を毎年度ローリングしながら、本市を取り巻く環境の変化と、直近の財政状況に応じた目標を見極め、それを上回る効果が得られるよう必要な対策を講じていきたいとの報告があった。</p> <p>(3)次回の開催日程について</p> <p>◎第3回委員会(第2回外部評価)については、事前の連絡のとおり、令和2年11月20日(金)午後2時から市役所5階全員協議会室にて開催するとの報告があった。</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>外部評価シートの記入を後日とする場合は、会議後2週間を目途として事務局まで提出する。</p>